

発議第1号

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年8月28日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	青野 仁志
賛成者	同 上	杉島 久敏
賛成者	同 上	渡辺 浩司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行う必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。